

令和4年自転車指導啓発重点地区・路線

【鎌倉警察署】

① 県道21号（横浜鎌倉）



② 御成町地区



① 県道21号（横浜鎌倉）

【選定理由】

国道134号、鶴岡八幡宮に至る主要道路であり、自転車の歩道通行が多い路線であるため。

② 御成町地区

【選定理由】

鎌倉市役所や福祉センター等があり、自転車の通行が多く、高齢者等の安全を確保する必要があるため。

自転車もルールを守って安全に！

《自転車安全利用五則》

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

神奈川県道路交通法施行細則

（罰則：5万円以下の罰金）

- ◎スマホ・携帯電話等の使用禁止
 - ◎イヤホン等の使用の禁止
- 片手運転や周囲の危険を発見できない
「ながら運転」は交通事故につながる危険な行為なので絶対にやめましょう。